

# 第7期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号 ホテルラングウッド 2階  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次	第7期定時株主総会招集ご通知	1
	議決権行使のご案内	3
	(株主総会参考書類)	5
	第1号議案 定款一部変更の件	5
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	11
	第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	21
	第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	26
	第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	26
	第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額の算定方法及び内容の決定の件	27
(提供書類)		
事業報告		30
	1. 企業集団の現況	30
	2. 会社の現況	38
	3. コーポレート・ガバナンスに対する考え方	43
連結計算書類		47
計算書類		50
連結計算書類に係る会計監査報告		53
計算書類に係る会計監査報告		54
監査役会の監査報告		55
株主総会会場ご案内図		巻末

証券コード 1418  
平成29年5月1日

株 主 各 位

東京都中央区銀座六丁目13番地16号銀座ウォールビル11階

**インターライフホールディングス株式会社**

代表取締役社長 及川 民司

## 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内（3～4頁）に従って平成29年5月24日（水曜日）午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申し上げます。

当社グループは、「質で選ばれるインターライフブランド〈IQ＝インターライフクオリティ〉の構築」を基本方針に掲げ、平成28年2月期を初年度とする中期経営計画をスタートさせ2年が経過いたしました。お客様に「質で選ばれる」ことは、競争力を高めながら収益性を向上させていく上で、避けて通れない重要なテーマです。私たちは、グループ横断的な取り組みによる「営業の質」、顧客満足度を評価ベースとする「商品の質」、内部管理体制の改革による「改善の質」の3つを充実させ、新しいインターライフブランドを構築することで、社会への貢献を果たしてまいります。

代表取締役社長 及川 民司

# 記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号 ホテルラングウッド 2階  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## 3. 目的事項

### 報告事項

1. 第7期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額の算定方法及び内容の決定の件

以 上

# 議決権行使のご案内

## 1. 株主総会にご出席いただく場合

議決権行使書用紙を会場の受付にご提出ください。

受付開始は、平成29年5月25日（木曜日）午前9時を予定しております。

なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 2. 株主総会にご出席いただけない場合

### ①郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権行使期限 平成29年5月24日（水曜日） 午後6時到着分まで

### ②インターネット

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の内容にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使期限：平成29年5月24日（水曜日） 午後6時まで

### （注意事項）

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」および「計算書類」の「注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.n-interlife.co.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。なお、「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.n-interlife.co.jp>) に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 議決権行使期限は平成29年5月24日(水曜日)午後6時です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株皆様のご負担となります。

### (ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。  
なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) その他、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整および条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款一部変更は、本総会終了の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条～第10条 (条文省略)	第5条～第10条 (現行どおり)
第11条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	第11条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

現行定款	変更案
第12条～第13条（条文省略）	第12条～第13条（現行どおり）
<p>（株主の届出）</p> <p>第14条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その氏名、住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。</p> <p>2. 外国に居住する株主、登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当会社の株主名簿管理人に届け出るものとする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第15条～第21条（条文省略）</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第20条（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第22条 当会社の取締役は、14名以内とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第21条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>（選任方法）</p> <p>第23条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（選任方法）</p> <p>第22条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第23条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役) 第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(業務執行) 第26条 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(役付取締役) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第25条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第28条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第26条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会において定める。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において定める。</p>
<p>第32条～第33条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第31条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第34条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第32条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第33条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議) 第35条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(取締役会の決議) 第34条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第36条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をした時は、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。	(取締役会の決議の省略) 第35条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役会の議事録) 第37条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。	(取締役会の議事録) 第36条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。
第38条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(員数) 第39条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第40条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第41条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現行定款	変更案
(常勤の監査役) 第42条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	(削除)
(監査役会の招集手続) 第43条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	(削除)
(監査役会の決議) 第44条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第45条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	(削除)
(監査役会規則) 第46条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。	(削除)
(報酬等) 第47条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。	(削除)
(監査役との責任限定契約) 第48条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第38条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第39条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第40条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第49条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第50条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て取締役会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第51条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第52条～第53条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第44条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第54条 当社は、毎年2月末または8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当(以下「配当金」という)をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第55条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（7名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため1名増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社に おける地位等	所有する当社 株式数	当事業年度の 取締役会への出席状況
1	再任	おいかわ たみし 及川民司	代表取締役 社長	294,781株	100% (13回/13回)
2	再任	かがわ ただし 香川正司	専務取締役	1,756株	100% (13回/13回)
3	再任	社外 独立 役員 しばた ひろみ 柴田裕実	社外取締役	— 株	100% (13回/13回)
4	再任	社外 しょうじ まさひで 庄司正英	取締役	— 株	90% (9回/10回)
5	再任	社外 たかはし こういち 高橋公一	取締役	— 株	90% (9回/10回)
6	再任	社外 みよし たつじ 三吉達治	取締役	— 株	100% (10回/10回)
7	再任	おくむら あきお 奥村昭雄	取締役	— 株	100% (10回/10回)
8	新任	おおまえ てつや 大前哲也	—	— 株	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柴田裕実氏、庄司正英氏、高橋公一氏、三吉達治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柴田裕実氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 柴田裕実氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 所有する当社株式の数には、インターライフホールディングス役員持株会における持分を含んでおります。
6. 取締役候補者のうち、庄司正英氏、高橋公一氏、三吉達治氏、奥村昭雄氏の当事業年度の取締役会への出席状況については、平成28年5月開催の定時株主総会で取締役に就任してからの出席状況となるため、他の候補者と異なっております。

#### 〈取締役会の構成に関する考え方〉

取締役会は、取締役会全体としての多様な知見、専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲内で、取締役会の機能が効果的、効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

#### 〈取締役の選定、指名手続等〉

取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。取締役は、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があり法令遵守に徹する見識を有する者でなければならない。

- 2 取締役候補者は、本条の定めに従い選定し、取締役会にて決定する。

候補者番号 1

おいかわ たみし

及川 民司 (昭和22年6月27日生 満69歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

■ 略歴、地位および担当

昭和41年4月	(株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行
平成2年5月	同行所沢支店長
平成6年1月	同行中野支店長
平成8年11月	同行公務事務センター所長
平成11年6月	ピーアーク(株) (現ピーアークホールディングス(株)) に出向 専務取締役
平成12年3月	(株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 退職 ピーアーク(株) (現ピーアークホールディングス(株)) へ転籍
平成25年3月	ピーアークホールディングス(株)専務取締役退任
平成25年4月	当社顧問
平成25年5月	当社代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

当社の子会社14社の取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

代表取締役社長を務めており、上記略歴のとおり豊富な経験・実績を有しており、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者番号 2

かがわ ただし

香川 正司 (昭和35年1月12日生 満57歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

■ 略歴、地位および担当

昭和58年4月	(株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
平成9年7月	同行金融商品開発部グループ長
平成11年4月	大和証券エスビーキャピタル・マーケット(株)金融商品開発部次長
平成11年9月	エス・ビー・シー・エム会社香港支店副支店長
平成14年6月	(株)三井住友銀行 投資銀行営業部金融ソリューション室 グループ長
平成15年10月	同行船場法人営業部副部長
平成21年4月	同行金融商品営業部 (大阪) 部付部長
平成25年4月	同行監査部副部長
平成26年5月	当社に出向 執行役員
平成27年2月	当社入社 執行役員
平成27年5月	当社専務取締役 (現任)
平成27年10月	(株)アドバンテージ代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)アドバンテージ代表取締役社長

■ 取締役候補とした理由

専務取締役を務めており、上記略歴のとおり豊富な経験・実績を有しており、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者番号 3

しばたひろみ

柴田 裕実 (昭和23年10月31日生 満68歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

■ 略歴、地位および担当

昭和46年4月	(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行
平成6年2月	同行日吉支店長
平成8年11月	同行大泉支店長兼保谷支店長
平成12年8月	同行営業1部 部長 大木建設(株)に出向
平成13年10月	同行退職 大木建設(株)東京建築支店統括営業部長
平成16年8月	大木建設(株)退職 (株)みずほ銀行新宿支店詰嘱託 (株)日本共同システムに出向
平成17年4月	(株)日本共同システム 渉外部長
平成20年5月	(株)NKSサービスセンター 取締役
平成22年4月	同社 執行役員
平成23年12月	(株)NKS能力開発センター 講師 (現任)
平成25年5月	当社 取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)NKS能力開発センター 講師

■ 社外取締役候補者とした理由

金融機関に長年務めた経験があり、企業の経営にも携わるなど、豊富な知識・経験等を当社の経営に生かすことが可能であると判断し、社外取締役候補者として選任しております。

■ 社外取締役候補者の独立性

当社は、候補者と特別の利害関係はありません。

(株)みずほ銀行と当社との間には、定常的な銀行取引があり、同行からの借入額は423,323千円(平成29年2月28日現在)であります。同行と当社グループとの関係は、柴田裕実氏の当社社外取締役としての職務執行に影響を与えるものではありません。候補者は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号 4

しょうじ まさひで

庄司 正英 (昭和26年11月17日生 満65歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

90% (9回/10回)

■ 略歴、地位および担当

昭和50年4月	(株)三和銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行
昭和53年9月	(株)辰巳入社
昭和54年5月	同社専務取締役
昭和58年12月	辰巳商事(株) (現ピーアークホールディングス(株)) 取締役
昭和59年11月	同社代表取締役社長
平成6年6月	同社代表取締役会長
平成11年3月	同社代表取締役社長
平成11年6月	同社代表取締役会長兼社長
平成13年6月	同社代表取締役社長
平成26年6月	同社代表取締役会長兼社長CEO
平成28年4月	同社代表取締役会長 (現任)
平成28年5月	当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

ピーアークホールディングス(株)代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由

これまでの経営者としての知識・経験と、長年の一般社団法人東京ニュービジネス協議会役員を務めた見識と人脈は、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、社外取締役候補者として選任しております。

候補者番号 5

たかはし こういち

高橋 公一 (昭和43年11月23日生 満48歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

90% (9回/10回)

■ 略歴、地位および担当

平成4年4月	サミー工業(株) (現サミー(株)) 入社
平成17年4月	同社コーポレート本部総務部長
平成18年6月	セガサミーホールディングス(株) 管理本部総務部長
平成20年8月	サミー(株)コーポレート本部副本部長
平成23年6月	同社執行役員補佐コーポレート本部副本部長
平成24年4月	同社執行役員コーポレート本部副本部長
平成25年1月	同社執行役員生産統括本部管理部長
平成25年4月	同社執行役員生産統括本部生産政策室長
平成26年4月	セガサミーホールディングス(株) 執行役員管理本部副本部長
平成26年6月	同社執行役員管理本部長
平成27年4月	(株)セガ・ライブクリエイション取締役
平成27年6月	セガサミーホールディングス(株)執行役員総務本部長
平成27年10月	セガサミービジネスサポート(株)代表取締役社長
平成28年4月	サミー(株)執行役員コーポレート本部長 (現任)
平成28年5月	当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

サミー(株)執行役員コーポレート本部長

■ 社外取締役候補者とした理由

サミー(株)および関連会社において管理部門における相当な知見を積まれており、また、経営者としての経験もあることから、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、社外取締役候補者として選任しております。

候補者番号 6

みよし たつじ

三吉 達治 (昭和51年1月5日生 満41歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

■ 略歴、地位および担当

平成10年4月	住友銀行(株) (現(株)三井住友銀行) 入行
平成13年4月	サミー(株)入社
平成16年10月	セガサミーホールディングス(株)に外向 経営企画部
平成19年5月	同社グループ戦略室次長
平成19年8月	同社グループ代表室経営政策担当次長
平成19年9月	(株)アートポート取締役
平成21年6月	日本マルチメディアサービス(株) 取締役 (現任)
平成23年9月	(株)ディー・バイ・エル・クリエイション取締役
平成24年7月	(株)セガネットワークス取締役
平成26年4月	サミー(株)社長室経営戦略部長 (現任)
平成26年6月	プラスセブン(株)取締役 (現任)
平成27年4月	タイヨーエレクトク(株)取締役 (現任)
平成27年5月	サミーデジタルセキュリティ(株) 取締役 (現任)
平成28年5月	当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

日本マルチメディアサービス(株)取締役  
サミー(株)社長室経営戦略部長  
プラスセブン(株)取締役  
タイヨーエレクトク(株)取締役  
サミーデジタルセキュリティ(株)取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

サミー(株)および関連会社数社にわたり役員経験を有しており、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、社外取締役候補者として選任しております。

候補者番号 7

おくむら あきお

奥村 昭雄 (昭和32年6月2日生 満59歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

■ 略歴、地位および担当

昭和55年4月	大成建設(株)入社
平成9年1月	同社関東支店管理部総務室課長
平成12年2月	同社東京支店管理部総務室課長
平成14年1月	同社建築営業本部(第一) 営業部課長
平成22年7月	同社建築営業本部(第二) 営業部長
平成23年4月	同社建築営業本部(第二) 統括営業部長
平成28年3月	同社退職 (株)日商インターライフ顧問
平成28年5月	当社取締役(現任) (株)日商インターライフ専務取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)日商インターライフ専務取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社の子会社である(株)日商インターライフの専務取締役であり、上記略歴のとおり豊富な経験、実績と建設業界に関する深い見識を有していることから、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、取締役候補者として選任しております。

候補者番号 8

おおまえ てつや

大前 哲也 (昭和29年3月1日生 満63歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

— % (一回/一回)

■ 略歴、地位

昭和53年4月	(株)乃村工藝社入社
平成13年2月	同社エリアカンパニー岡山支店支店長
平成16年2月	同社商環境カンパニー中四国支店支店長
平成20年2月	(株)ノムラアクト四国代表取締役
平成21年2月	乃村工藝建築装飾有限公司董事・総経理
平成23年2月	(株)ノムラデュオ取締役第1営業本部長
平成25年2月	同社取締役第2営業本部長
平成29年2月	同社退職
平成29年3月	当社入社執行役員営業部部长(現任)

■ 重要な兼職の状況

該当事項はありません。

■ 取締役候補者とした理由

本年3月より、営業部門の責任者を務めており、上記略歴のとおり豊富な経験・実績と建設業界に関する深い見識を有していることから、当社グループの業務執行の推進および取締役の職務執行の監督を適切に実施できるものと判断し、取締役候補者として選任しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社に おける地位等	所有する当社 株式数	当事業年度の 取締役会への出席状況 および当事業年度の監査役会 への出席状況
1	新任	社外 <small>なかぬま かずひら</small> 中 沼 和 平	社外監査役	— 株	100% (13回/13回) 100% (9回/9回)
2	新任	社外 <small>え は ら ひとし</small> 独立 役員 江 原 均	社外監査役	— 株	100% (13回/13回) 100% (9回/9回)
3	新任	社外 <small>ないとう の ぶ お</small> 内 藤 信 夫	社外監査役	— 株	100% (13回/13回) 100% (9回/9回)
4	新任	社外 <small>きたもと ゆきひと</small> 北 本 幸 仁	—	— 株	—

- (注) 1. 各監査等委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 中沼和平氏、江原均氏、内藤信夫氏、北本幸仁氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 江原均氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号 1

なかぬま かずひら

中沼 和平 (昭和29年8月7日生 満62歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

■ 当事業年度の  
監査役会への出席状況

100% (9回/9回)

■ 略歴、地位および担当

平成元年11月	辰巳商事(株) (現ピーアークホールディングス(株)) 入社 経理部部長代理
平成6年4月	同社経理部副部長
平成12年10月	(株)辰巳取締役
平成16年6月	アーク・シェアード(株)取締役
平成21年4月	ファシリティーマネジメント(株)監査役 (現任)
平成21年6月	(株)日商インターライフ監査役 (現任)
	(株)エヌ・アイ・エル・テレコム監査役 (現任)
平成22年4月	ディーナネットワーク(株)監査役 (現任)
平成22年9月	(株)ベストアンサー監査役 (現任)
平成22年10月	当社常勤監査役 (現任)
平成23年4月	アーク・フロント(株)監査役 (現任)
平成25年6月	(株)システムエンジニアリング監査役 (現任)
平成26年6月	(株)サミーデザイン (現ファンライフ・デザイン(株)) 監査役 (現任)
平成27年6月	デライト・コミュニケーションズ(株)監査役 (現任)
	(株)ジーエスケー監査役 (現任)
	グランドスタッフ(株)監査役 (現任)
平成27年10月	(株)アドバンテージ監査役 (現任)
平成27年12月	(株)アヴァンセ・アジル監査役 (現任)
平成28年3月	玉紘工業(株)監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

上記略歴記載の当社の子会社14社の監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、企業の経理業務を長年務めた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営全般についても客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

候補者番号 2 え は ら ひ と し **江原 均** (昭和7年8月19日生 満84歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

■ 当事業年度の  
監査会への出席状況

100% (9回/9回)

■ 略歴、地位および担当

昭和26年4月	国税庁入庁
昭和61年7月	国税庁長官官房次席国税庁監察官
昭和63年7月	浅草税務署長
平成元年7月	東京国税局総務部長
平成2年7月	東京国税局調査第三部長
平成3年8月	税理士登録 江原均税理士事務所開所 所長 (現任)
平成8年1月	(株)ドン・キホーテ監査役
平成8年6月	ピーアーク(株) (現ピーアークホールディングス(株)) 監査役
平成20年6月	(株)日商インターライフ監査役
平成22年10月	当社監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

江原均税理士事務所所長

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、税理士としての専門的な知識と経験を有しており、当社グループの経営判断に大いに資する方であると判断しております。また、当社の経営全般についても客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

■ 社外取締役候補者の独立性

当社は、候補者と特別の利害関係はありません。

候補者は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員となる予定です。

候補者番号 3

ないとう の ぶ お

内藤 信夫 (昭和40年9月15日生 満51歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

■ 当事業年度の  
監査役会への出席状況

100% (9回/9回)

■ 略歴、地位および担当

平成元年4月	大和証券(株)入社
平成12年7月	(株)ベンチャースピリッツ・コンサルティング入社
平成16年3月	(株)ラルク入社
平成24年6月	サミー(株)入社
平成24年6月	セガサミーホールディングス(株)に出向管理部経理担当部長
平成25年5月	当社監査役(現任)
平成25年6月	セガサミーホールディングス(株)管理本部経理部長
平成28年6月	同社財務経理本部経理部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

セガサミーホールディングス(株)財務経理本部経理部長

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、企業の株式公開コンサルティング業務を長年務めた経験があり、経営、財務および会計に相当程度の知見を有しており、当社の経営全般についても客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

候補者番号 4

きたもと ゆきひと

北本 幸仁 (昭和23年1月13日生 満69歳)

■ 当事業年度の  
取締役会への出席状況

— % (一回/一回)

■ 略歴、地位

昭和48年11月	監査法人中央会計事務所入所
昭和63年6月	監査法人中央会計事務所社員就任
平成6年9月	中央監査法人代表社員就任
平成19年7月	仰星監査法人理事代表社員就任
平成22年6月	シダックス(株)社外監査役(現任)
平成25年10月	仰星監査法人顧問就任
平成29年3月	仰星監査法人顧問退任

■ 重要な兼職の状況

シダックス(株)社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

候補者は、会計監査人としての業務を長年経験しており、当社の経営全般についても客観的視点で適切に監査・監督していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任しております。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成23年6月15日開催の第1期定時株主総会において、「年額200百万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）（ただし、使用人分給与を含まない。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額の算定方法及び内容の決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、平成27年5月27日開催の第5期定時株主総会において、当社及び当社グループ会社（注）の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する報酬枠として、改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬枠の内容は平成27年5月27日開催の第5期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第4号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額200百万円以内）の枠内で、本制度に係る株式報酬を当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は2名であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

（注）当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。

### 2. 本制度における報酬等の額の算定方法及び内容等

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社グループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、総称して「役員」といいます。）に対して、当社及び当社グループが定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。当社及び当社グループ会社の役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。

## (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち非常勤の取締役を除きます。）及び執行役員並びに当社グループ会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員。

## (3) 信託金額

当社は、平成28年2月末日で終了した事業年度から平成29年2月末日で終了した事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間及び当該2事業年度の経過後に開始する2事業年度ごとの期間をそれぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく役員への交付を行うための株式取得資金として、150百万円を上限として本信託に拠出し、本信託を設定しております。

また、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、150百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、150百万円から、残存株式等の金額を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

## (4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

## (5) 役員（監査等委員である取締役は除く）に給付される当社株式数の算定方法

役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における報酬月額、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。なお、役員に付与されるポイントは、下記（6）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率、付与済みのポイント、又は付与ポイント上限について合理的な調整を行います。）。なお、当社役員には、下記（6）の計算方法に従い、1事業年度あたり30百万円を上限とするポイント（うち当社取締役分については20百万円を上限とするポイント）が付与されます。給付する株式の数の算定に当たり基準となる役員のポイント数は、退任時まで当該役員に付与されたポイントを累積した数（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。ただ

し、当社が拠出した金銭が、上記（３）の上限に達している場合（すなわち、当社による追加拠出ができない場合）において、ある役員の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、役員株式給付規程の定めに従い、当該役員の確定ポイント数は当該超過する数に相当するポイント数を減じた数となります。

（６）株式給付及び報酬等の額の算定方法

役員が退任した場合、当該役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記（５）に記載の方法に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

当社の役員が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各役員に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式１株あたりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎として、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、これを加算した金額とします。

本制度に基づき、当社の取締役が受ける報酬等につきましては、かかる算定方法により算出される額を、第４号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額200百万円以内）の枠内に収めるものといたします。

以 上

(提供書面)

# 事業報告 (平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

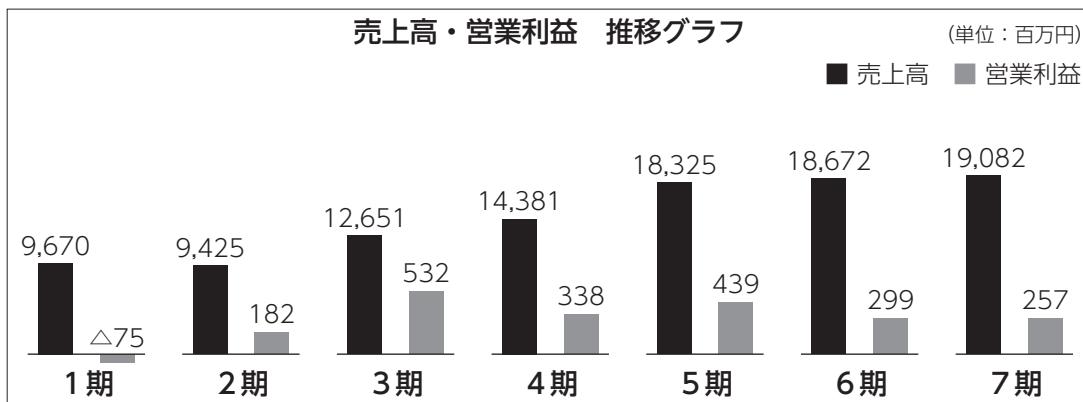
#### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調で推移しましたが、新興国の景気減速、英国のEU離脱問題、米国の政策方針の影響が懸念され、その先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、中期経営計画「質で選ばれるインターライフブランド『インターライフクオリティ (IQ)』の構築」を掲げ、「3つの質 (営業の質、商品の質、改善の質)」の向上と、4つの重点施策 (グループガバナンスの強化、全部門黒字化、事業再編、間接部門のプロ化・集約化) の取組みにより、業績の更なる向上を目指してまいりました。

このような状況のもと、平成28年2月期中にM&Aによってグループ入りした子会社 (デライト・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジーエスケー、ブランドスタッフ株式会社、株式会社アヴァンセ・アジル) を期初から、玉紘工業株式会社を平成28年4月から取り込むことにより、売上高は前年同期を上回りました。しかしながら、業務の効率化を目的としたシステム導入や人員確保のための採用費および人員増による人件費の増加等、次期以降の体制強化のための投資を先行したため、営業利益は前年同期を下回りました。また、株式会社ジーエスケー (以下、ジーエスケー) の株式取得時に発生したのれんについて、ジーエスケーを取り巻く環境の変化ならびに収益改善に向けた取り組みの遅れなどにより、当初策定した計画を下回って推移していることから、今後の計画の見直しを行い、回収可能額を慎重に検討しました。その結果、当初想定期間内での回収が困難であるため、ジーエスケーに係るのれんの減損損失を131百万円計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、19,082百万円 (前年同期比2.2%増)、営業利益257百万円 (前年同期比 14.1%減)、経常利益222百万円 (前年同期比17.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円 (前年同期比72.1%減) となりました。



事業別の営業概況は次のとおりであります。

#### (工事業)

主力である工事業は、子会社の株式会社日商インターライフ、ファンライフ・デザイン株式会社（平成28年10月1日に株式会社サミーデザインから商号変更）、株式会社システムエンジニアリングが展開しております。

株式会社日商インターライフでは、資材、人件費高騰等の影響もあり、内装工事業界の受注競争が激化していることに加え、飲食やアパレル業界およびアミューズメント業界の改装工事案件が減少したこと、また大型案件の受注が進まなかったこと等により、売上高は前年同期を下回る結果となりました。この結果、売上高は4,661百万円（前年同期比16.2%減）となりました。

ファンライフ・デザイン株式会社では、パチンコ業界における環境変化（遊技機に関する規制等）の影響を受け、店舗改装工事などの受注は減少傾向にあり、厳しい状況となりました。特に第4四半期は、計画中止または延期などにより受注件数が減少し計画を下回る結果となりました。この結果、売上高は2,287百万円（前年同期比22.0%減）となりました。

株式会社システムエンジニアリングでは、営業部における大型案件の受注増や保守サービス部における大型改修案件の受注およびメディア営業部の受注が堅調であったこと、さらに徹底した経費圧縮に取り組んだこと等により、売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。この結果、売上高は2,526百万円（前年同期比32.2%増）となりました。

以上の結果、工事業の売上高は9,476百万円（前年同期比9.0%減）となりました。

#### (人材サービス事業)

人材サービス事業は、子会社のディーナネットワーク株式会社、デライト・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジーエスケー、グランドスタッフ株式会社、ディーナネットワーク株式会社の子会社である株式会社アヴァンセ・アジルが展開しております。

平成27年6月に子会社となった3社（デライト・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジーエスケー、グランドスタッフ株式会社）と平成27年11月にディーナネットワーク株式会社の子会社となった株式会社アヴァンセ・アジルを期初より取り込んだことにより、売上高は前年同期を上回りました。

人材派遣、教育・研修の分野では、新規取引先の獲得等が進み、計画通りの推移となりました。また、事業の経過および成果にて記載のとおり、請負を主業務とする株式会社ジーエスケーにおいてのれんの減損損失を131百万円計上いたしました。株式会社ジーエスケーにおいては、新規取引先の獲得も進んでおり回復に向け取り組んでおります。

この結果、人材サービス事業の売上高は2,434百万円（前年同期比16.8%増）となりました。

#### (情報通信事業)

情報通信事業は、子会社の株式会社エヌ・アイ・エル・テレコムが展開しております。

携帯電話の販売は、平成28年4月より従来の割引販売ができなくなったことや、格安スマートフォン等を提供するMVNO（仮想移動体通信事業者）の影響等により、来店客数、販売台数、副商材販売数の減少が続いております。このような状況のもと、法人営業部門強化のために組織変更や人材投入を行いました。集客力アップのための広告宣伝、顧客満足度向上のための人材投入等の経費増により、状況を改善するまでに至っておらず、売上高、営業利益ともに前年同期を下回りました。

この結果、情報通信事業の売上高は1,967百万円（前年同期比11.3%減）となりました。

#### (清掃・メンテナンス事業)

清掃・メンテナンス事業は、子会社のファシリティーマネジメント株式会社および平成28年3月30日付で同社が子会社化した玉紘工業株式会社が展開しております。

ファシリティーマネジメント株式会社においては、施設の改修工事案件が減少しましたが、エスカレーター清掃等の新商材を開発し、新規受注を増やしました。玉紘工業株式会社は、サービス・保守部門において空調設備の改修工事の受注が堅調に推移しました。また、ファシリティーマネジメント株式会社と玉紘工業株式会社の共同プロジェクトによる営業活動の結果、空調設備工事の新規案件受注の獲得につながりました。

この結果、清掃・メンテナンス事業の売上高は2,363百万円（前年同期比3.9%増）となりました。

#### (不動産事業)

不動産事業は、保有する不動産からの安定した賃貸収入に加えて、事業用不動産の売却や不動産の仲介業務などが堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

この結果、不動産事業の売上高は842百万円（前年同期比280.5%増）となりました。

#### (その他)

その他は、子会社のアーク・フロント株式会社、株式会社ベストアンサー、株式会社アドバンテージが展開しており、同3社は、共に受注が計画を上回る推移となり、売上高は前年同期を上回りました。

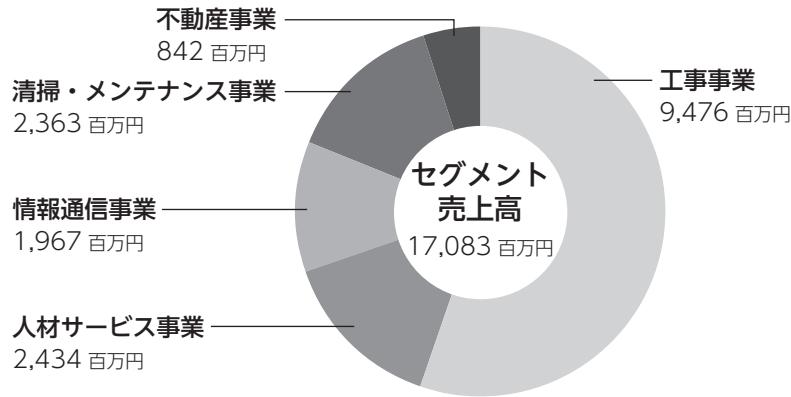
この結果、その他の売上高は1,999百万円(前年同期比%36.7増)となりました。

## 事業・業務別売上高および業務概要

(単位：千円)

事業・業務別	売上高	事業・業務概要
工 事 事 業	9,476,254	床・クロス・軽鉄ボード等内装基礎工事の施工監理、商業施設等の企画・設計・制作・施工監理、コンサートホール・ホテル等の音響・照明設備工事
人 材 サ ー ビ ス 事 業	2,434,262	店舗スタッフ派遣・教育研修、国内企業の工場の生産ラインの請負
情 報 通 信 事 業	1,967,084	携帯電話機器等の販売
清 掃 ・ メ ン テ ナ ンス 事 業	2,363,174	店舗清掃・店舗空調設備機器等のメンテナンス
不 動 産 事 業	842,230	店舗等の不動産の賃貸および仲介
合 計	17,083,006	—

(注) 売上高の合計には、その他事業の売上高1,999,549千円を含んでおりません。



### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は369百万円であり、その主なものは、東京都足立区の賃貸用商業施設ビル（取得価額284百万円）を取得したものであります。

### ③ 資金調達の状況

当社は、金融機関より運転資金等として、長期借入金800百万円を調達いたしました。

### ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の連結子会社であるファシリティーマネジメント株式会社が平成28年3月30日付で株式を取得した玉紘工業株式会社を連結子会社としております。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第4期 (25.3.1~26.2.28)	第5期 (26.3.1~27.2.28)	第6期 (27.3.1~28.2.29)	第7期 (28.3.1~29.2.28)
売 上 高	14,381,857	18,325,114	18,672,329	19,082,556
経 常 利 益	269,859	446,426	269,289	222,102
親会社株主に帰属する当期純利益	177,609	291,565	259,593	72,453
1株当たり当期純利益	11円53銭	14円57銭	13円19銭	3円71銭
総 資 産	9,779,562	11,586,114	11,547,226	12,227,899
純 資 産	4,131,688	4,400,637	4,429,756	4,447,553

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第4期 (25.3.1~26.2.28)	第5期 (26.3.1~27.2.28)	第6期 (27.3.1~28.2.29)	第7期 (28.3.1~29.2.28)
売 上 高	559,796	560,564	714,738	1,712,855
経 常 利 益	137,067	74,308	87,635	717,714
当 期 純 利 益	174,065	130,061	215,123	762,896
1株当たり当期純利益	11円30銭	6円49銭	10円93銭	39円10銭
総 資 産	6,124,595	7,052,694	9,577,597	9,984,369
純 資 産	3,800,254	3,903,503	3,885,513	4,586,896

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、算出しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社日商インターライフ	100,000千円	100%	工事業
ファンライフ・デザイン株式会社	40,000千円	100%	工事業
株式会社システムエンジニアリング	82,885千円	100%	工事業
ディーナネットワーク株式会社	20,000千円	100%	人材サービス事業
株式会社エヌ・アイ・エル・テレコム	10,000千円	100%	情報通信事業
ファシリティーマネジメント株式会社	55,000千円	100%	清掃・メンテナンス事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

中長期的には、企業収益の改善や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた市場の拡大など、国内景気は緩やかな回復基調が継続すると予想されます。しかし、その一方で、人手不足問題が長期化するなど先行き不透明感は残り、当面は予断を許さない状況が継続すると思われます。このような環境の中、当社グループは、4つの重点施策を対処すべき課題と位置づけ、事業価値最大化にむけた具体的な取り組みを推進してまいります。

- ①グループガバナンスの強化
  - ・コーポレートガバナンス・コード対応の充実
- ②全部門黒字化
  - ・課題部門への徹底サポート
- ③事業再編
  - ・事業再編に向けた事業会社の協働
- ④間接部門のプロ化・集約化
  - ・株式会社アドバンテージの機能増強

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容**（平成29年2月28日現在）

当社グループは、工事事業、人材サービス事業、情報通信事業、清掃・メンテナンス事業、不動産事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 工事事業

店舗、オフィスの床・クロス・軽鉄ボード等内装基礎工事の施工監理、店舗、商業施設の企画・設計・制作・施工監理等、パチンコ・アミューズメント店舗のデザイン・企画・設計・施工監理、不動産ソリューションの提供等、コンサートホール、ホテル、大学などの施設の音響・照明設備工事、TV会議・議場システムの提供等を行っております。

② 人材サービス事業

店舗スタッフ等を派遣する人材派遣事業、教育研修事業、国内企業の工場の生産ライン等の請負を主業務に、労働者派遣業等を行っております。

③ 情報通信事業

携帯電話機器等の販売業務を行っております。

④ 清掃・メンテナンス事業

店舗の清掃・メンテナンス業務を行っております。

⑤ 不動産事業

店舗等の不動産の賃貸・仲介業務を行っております。

**(6) 主要な営業所および工場**（平成29年2月28日現在）

名 称	所 在 地
株 式 会 社 日 商 イ ン タ ー ラ イ フ	東京都荒川区東尾久 大阪府大阪市浪速区難波中
フ ァ ン ラ イ フ ・ デ ザ イ ン 株 式 会 社	東京都豊島区東池袋 大阪府大阪市浪速区難波中
株 式 会 社 シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア リ ン グ	東京都台東区柳橋
デ ィ ー ナ ネ ッ ト ワ ー ク 株 式 会 社	東京都北区東田端 東京都町田市中町
株 式 会 社 エ ヌ ・ アイ ・ エ ル ・ テ レ コ ム	東京都中央区銀座、東京都練馬区東大泉 東京都練馬区石神井町、東京都練馬区上石神井
フ ァ シ リ テ ィ ー マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	東京都足立区竹の塚 埼玉県越谷市砂原

## (7) 従業員の状況 (平成29年2月28日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業・業務別	従業員数	前連結会計年度末比増減
工 事 事 業	130 ( 25) 名	1名減 ( 1名増)
人 材 サ ー ビ ス 事 業	53 ( 909) 名	3名減 ( 60名増)
情 報 通 信 事 業	59 ( 24) 名	7名増 ( 8名増)
清掃・メンテナンス事業	35 ( 330) 名	12名増 ( 4名減)
そ の 他 事 業	37 ( 20) 名	21名増 ( 4名増)
全 社 (共 通)	12 ( 一) 名	6名減 ( 1名減)
合 計	326 ( 1,308) 名	30名増 ( 68名増)

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおり、パートおよび嘱託社員等は ( ) 内に当連結会計年度末人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12 (一) 名	6名減 ( 1名減)	43.3歳	2.2年

(注) 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおり、パートおよび嘱託社員等は ( ) 内に当事業年度末人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成29年2月28日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,114,399千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	497,468千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	423,323千円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	210,900千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成29年2月28日現在）

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 80,042,116株              |
| ② 発行済株式の総数   | 20,010,529株（自己株式79株を含む。） |
| ③ 株主数        | 4,392名                   |
| ④ 大株主（上位10名） |                          |

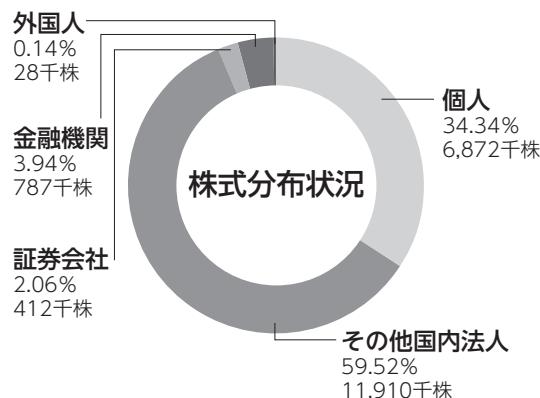
株主名	持株数	持株比率
ピーアークホールディングス株式会社	6,670,200株	33.33%
セガサミーホールディングス株式会社	4,017,200株	20.08%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	496,700株	2.48%
株式会社乃村工藝社	445,300株	2.23%
インターライフホールディングス取引先持株会	405,200株	2.02%
東京建物株式会社	400,000株	2.00%
及川民司	294,781株	1.47%
天井次夫	252,300株	1.26%
日本証券金融株式会社	249,500株	1.25%
インターライフホールディングス社員持株会	226,500株	1.13%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（79株）を控除して計算しております。また、及川民司氏の持株数には、インターライフホールディングス役員持株会における持分を含めております。
2. 資金管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する496,700株につきましては、連結計算書類および計算書類においては自己株式として処理しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成29年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	及 川 民 司	当社子会社14社の取締役会長
専務取締役	香 川 正 司	(株)アドバンテージ代表取締役社長
取 締 役	柴 田 裕 実	(株)NKS能力開発センター講師
取 締 役	庄 司 正 英	ピーアークホールディングス(株)代表取締役会長
取 締 役	高 橋 公 一	サミー(株)執行役員コーポレート本部長
取 締 役	三 吉 達 治	日本マルチメディアサービス(株)取締役 サミー(株)社長室経営戦略部長 プラスセブン(株)取締役 タイヨーエレック(株)取締役 サミーデジタルセキュリティー(株)取締役
取 締 役	奥 村 昭 雄	(株)日商インターライフ専務取締役
常勤監査役	中 沼 和 平	当社子会社14社の監査役
監 査 役	江 原 均	江原均税理士事務所所長
監 査 役	内 藤 信 夫	セガサミーホールディングス(株)財務経理本部経理部長

- (注) 1. 取締役柴田裕実氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中沼和平および監査役江原均、内藤信夫の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中沼和平氏は、企業の経理業務を長年務めた経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役江原均氏は、税理士としての専門的な知識と経験を有しており、財務および会計に関する知見を有しております。
- 監査役内藤信夫氏は、企業の株式公開コンサルティング業務を長年務めた経験を有しており、経営、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役柴田裕実氏および監査役江原均氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位および重要な兼職の状況
山中 茂	平成28年5月26日	任期満了	取締役 (株)日商インターライフ代表取締役社長
石倉 博	平成28年5月26日	任期満了	取締役 セガサミーホールディングス(株)執行役員グループ内部統 制室長兼グループCSR推進室長兼内部監査室長
菊地誠一郎	平成28年5月26日	任期満了	取締役 セガサミーホールディングス(株)執行役員総務本部付

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	3名	42,333千円
監 査 役	2名	10,942千円
合 計	5名	53,275千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月15日開催の第1期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、上記株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は3名ですが、取締役4名、監査役1名は無報酬であります。
4. 平成28年3月1日から平成29年2月28日までの支給実績額であります。
5. 上記のうち、社外役員（社外取締役1名、社外監査役2名）に対して支払った報酬等の総額は、13,342千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役柴田裕実氏は、(株)NKS能力開発センター講師を兼務しております。当社グループは(株)NKS能力開発センターとの間には特別の関係はありません。

常勤監査役中沼和平氏は、当社の子会社14社の監査役を兼務しております。

監査役江原均氏は、江原均税理士事務所所長を兼務しております。当社グループは、江原均税理士事務所との間には特別の関係はありません。

監査役内藤信夫氏は、セガサミーホールディングス(株)財務経理本部経理部長を兼務しております。当社グループは、セガサミーホールディングス(株)との間に営業取引の関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役柴田裕美氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会では、企業経営に関する専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。

常勤監査役中沼和平氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会では、経理業務の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。また、監査役会において監査の方法等について適宜、必要な発言を行っております。

監査役江原均氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会では、主に税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。また、監査役会において監査の方法等について適宜、必要な発言を行っております。

監査役内藤信夫氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会では、経理業務の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。また、監査役会において監査の方法等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額  
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に対し支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して財務デューディリジェンス業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する事項については、監査役会の決議によって行うこととしております。また、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことにしております。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



### (3) 業務の適正を確保するための体制

当社グループの「内部統制システムの整備に関する基本方針」は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針およびそのコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章およびグループ行動規範を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神をグループ会社の役職員に伝える。さらに、当社グループの業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、経営企画部を担当する役員を、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役等が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に係るリスクに関して、当社グループにおいてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を行うため、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採る。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループのCSR活動を統括するグループ管理室に、コンプライアンスに関する統括機能を持たせ、役職員が法令・定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてグループCSR憲章およびグループ行動規範を定め、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。
2. 当社グループの使用人が、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為等が行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、ならびに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会および監査役会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか社内コンプライア

ンス担当部門および外部専門機関を受付窓口とする通報窓口を整備し、これを周知徹底する。

- ⑥ 当該会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、グループ会社における法令遵守、業務の適正を確保するため、各社においてコンプライアンス体制を確立し、その連携を図るとともに、当社グループに対する内部監査室による監査体制を構築する。
- ⑦ 監査役等がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役等がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査役等と協議の上、監査役等を補助する使用人を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  1. 監査役等の職務を補助する使用人は、取締役の指揮命令・監督を受けない。
  2. 当該使用人の指名・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役等の同意を必要とする。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役等に報告するための体制、その他の監査役等への報告に関する体制
  1. 取締役および使用人は、職務執行に関して当社グループにおける重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役等に報告しなければならない。
  2. 取締役および使用人は、当社グループにおいて事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役等に報告する。
- ⑩ その他監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  1. 代表取締役社長は、監査役等と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
  2. 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役等の出席を確保する。
  3. 監査役等は、独自に必要な応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制  
当社グループは、「グループCSR憲章・グループ行動規範」において「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が総括し、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と連携して組織的に対応する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効か

つ適切な提出に向け、「財務報告および財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある内部統制システムを構築する。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、独立社外取締役1名を含む取締役7名で構成し、独立社外監査役1名を含む3名の監査役も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監査しております。

子会社においては、取締役会を毎月開催しており、重要な事項は当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めております。内部監査室は、代表取締役社長の承認を得た年度監査計画書に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長および監査対象部署、会社の責任者に報告しております。

監査役会は、監査方針および監査計画に基づき2ヶ月に1回の定時監査役会に加え、適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づいて会社状況を把握するとともに、当社取締役会に出席し取締役の職務執行を監査しております。

また、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループ各社の監査役を兼ねており、グループ各社の取締役会やグループ経営会議等に参加し、適宜意見を述べております。

当社は、「コンプライアンス規程」に基づいて、コンプライアンス委員会を開催し、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しを図り「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、当社グループのリスクの見直しを必要に応じて行っております。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題のひとつと考え、安定した配当を行うことを基本としており、企業体質の強化および内部留保の充実を勘案して、連結配当性向20%を目指すことを基本方針としております。

内部留保による資金につきましては、今後の事業発展を推進するための新規事業開発・人材育成および財務体質の改善、その他の資金需要を賄う原資として活用してまいります。

平成29年2月期の配当につきましては、平成29年4月12日開催の臨時取締役会において、1株当たり4円(効力発生日平成29年5月2日)とする決議をさせていただきました。

また、平成30年2月期の配当につきましては、業績予想数値および内部留保資金の確保による財務体質の強化を勘案し、期末配当金において1株当たり4円を予定しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>[流動資産]</b>	<b>[6,589,287]</b>	<b>[流動負債]</b>	<b>[4,899,905]</b>
現金及び預金	3,084,710	支払手形及び買掛金	1,809,554
受取手形及び売掛金	2,479,537	短期借入金	1,008,000
たな卸資産	134,561	1年内償還予定の社債	105,700
未成工事支出金	646,203	1年内返済予定の長期借入金	916,383
繰延税金資産	103,482	未払法人税等	29,210
その他	292,625	賞与引当金	132,813
貸倒引当金	△151,834	完成工事補償引当金	15,544
<b>[固定資産]</b>	<b>[5,638,612]</b>	その他	882,698
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(3,367,070)</b>	<b>[固定負債]</b>	<b>[2,880,441]</b>
建物及び構築物	973,186	社債	485,750
機械装置及び運搬具	12,322	長期借入金	1,870,750
土地	2,319,495	退職給付に係る負債	55,659
その他	62,065	役員退職慰労引当金	30,533
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(1,407,911)</b>	株式給付引当金	68,279
のれん	1,168,146	長期未払金	7,234
借地権	214,608	その他	362,235
その他	25,155	<b>負債合計</b>	<b>7,780,346</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(863,631)</b>	純資産の部	
投資有価証券	531,115	<b>[株主資本]</b>	<b>[4,402,079]</b>
長期貸付金	5,609	資本金	2,979,460
破産更生債権等	11,482	資本剰余金	698,682
繰延税金資産	3,818	利益剰余金	867,351
その他	344,474	自己株式	△143,414
貸倒引当金	△32,869	<b>[その他の包括利益累計額]</b>	<b>[45,473]</b>
		その他有価証券評価差額金	47,637
		繰延ヘッジ損益	△2,163
		<b>純資産合計</b>	<b>4,447,553</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,227,899</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>12,227,899</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,082,556
売 上 原 価		15,298,177
売 上 総 利 益		3,784,378
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,527,080
営 業 利 益		257,297
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,503	
受 取 配 当 金	4,564	
そ の 他	26,120	47,186
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65,795	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△1,270	
そ の 他	17,858	82,384
経 常 利 益		222,102
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,340	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	64,341	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	69,983	135,665
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,665	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,655	
の れ ん 減 損 損 失	131,333	
減 損 損 失	6,894	
出 資 金 評 価 損	2,041	163,589
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		194,178
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	86,154	
法 人 税 等 調 整 額	35,570	121,725
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		72,453

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,979,460	698,682	874,940	△149,881	4,403,201
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△80,041		△80,041
親会社株主に帰属する当期純利益			72,453		72,453
自己株式の処分				6,467	6,467
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△7,588	6,467	△1,121
当 期 末 残 高	2,979,460	698,682	867,351	△143,414	4,402,079

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	31,071	△4,516	26,555	4,429,756
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△80,041
親会社株主に帰属する当期純利益				72,453
自己株式の処分				6,467
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,565	2,352	18,918	18,918
当 期 変 動 額 合 計	16,565	2,352	18,918	17,796
当 期 末 残 高	47,637	△2,163	45,473	4,447,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[流動資産]</b>	<b>[824,779]</b>	<b>[流動負債]</b>	<b>[2,770,799]</b>
現金及び預金	625,219	短期借入金	1,008,000
売掛金	23,734	未払金	24,426
前払費用	13,781	1年内償還予定の社債	105,700
短期貸付金	11,428	1年内返済予定の長期借入金	916,383
繰延税金資産	8,501	未払費用	13,010
その他	142,114	未払法人税等	7,672
<b>[固定資産]</b>	<b>[9,159,590]</b>	預り金	628,160
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(2,224,296)</b>	賞与引当金	7,441
建物及び構築物	404,139	その他	60,004
土地	1,813,780	<b>[固定負債]</b>	<b>[2,626,673]</b>
その他	6,376	社債	485,750
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(94)</b>	長期借入金	1,870,750
ソフトウェア	94	退職給付引当金	3,645
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(6,935,199)</b>	役員退職慰労引当金	2,685
投資有価証券	401,968	株式給付引当金	17,125
関係会社株式	6,441,855	その他	246,717
長期貸付金	55,238	<b>負債合計</b>	<b>5,397,473</b>
敷金・保証金	34,573	純資産の部	
その他	1,564	<b>[株主資本]</b>	<b>[4,557,161]</b>
		資本金	2,979,460
		資本剰余金	511,191
		資本準備金	511,191
		利益剰余金	1,209,924
		利益準備金	25,014
		その他利益剰余金	1,184,909
		繰越利益剰余金	1,184,909
		自己株式	△143,414
		<b>[評価・換算差額等]</b>	<b>[29,735]</b>
		その他有価証券評価差額金	31,898
		繰延ヘッジ損益	△2,163
<b>資産合計</b>	<b>9,984,369</b>	<b>純資産合計</b>	<b>4,586,896</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>9,984,369</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		1,712,855
営 業 費 用		923,079
営 業 利 益		789,776
営 業 外 収 益		6,710
営 業 外 費 用		78,772
経 常 利 益		717,714
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	64,341	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	12,212	76,554
税 引 前 当 期 純 利 益		794,268
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,801	
法 人 税 等 調 整 額	△1,429	31,372
当 期 純 利 益		762,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から  
平成29年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,979,460	511,191	17,010	510,059	527,069	△149,881	3,867,840
当 期 変 動 額							
利益準備金の積立			8,004	△8,004	—		—
剰余金の配当				△80,041	△80,041		△80,041
当 期 純 利 益				762,896	762,896		762,896
自己株式の処分						6,467	6,467
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	8,004	674,850	682,854	6,467	689,321
当 期 末 残 高	2,979,460	511,191	25,014	1,184,909	1,209,924	△143,414	4,557,161

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	22,189	△4,516	17,673	3,885,513
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△80,041
当 期 純 利 益				762,896
自己株式の処分				6,467
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	9,709	2,352	12,061	12,061
当 期 変 動 額 合 計	9,709	2,352	12,061	701,383
当 期 末 残 高	31,898	△2,163	29,735	4,586,896

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

インターライフホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 福田 日 武 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮 島 章 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インターライフホールディングス株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インターライフホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年4月13日

インターライフホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 福田 日 武 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 宮 島 章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インターライフホールディングス株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、それぞれ必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月25日

インターライフホールディングス株式会社 監査役会

常勤社外監査役 中 沼 和 平 ㊟

社 外 監 査 役 江 原 均 ㊟

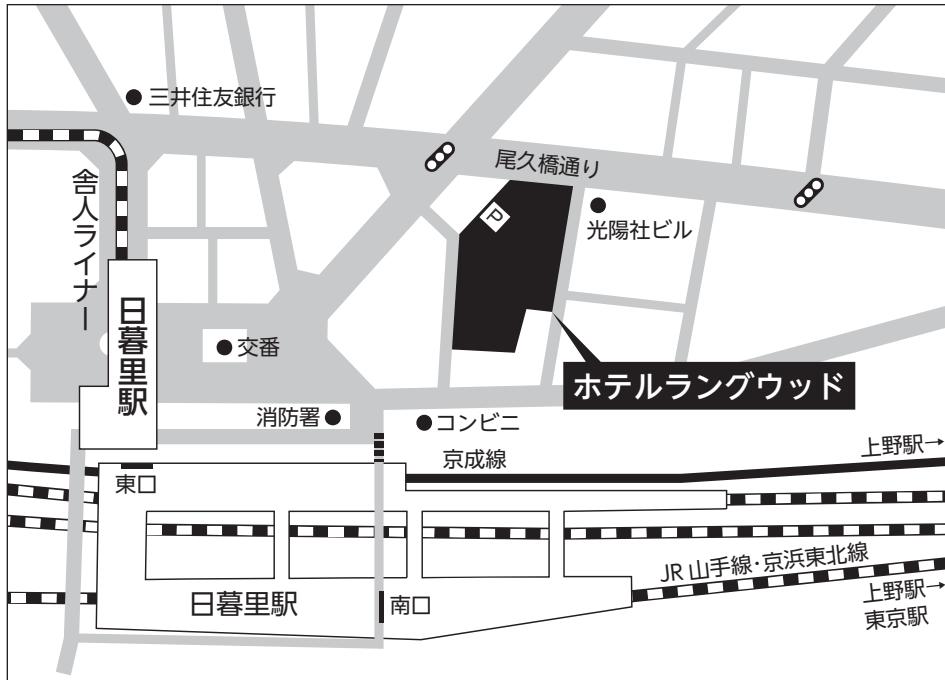
社 外 監 査 役 内 藤 信 夫 ㊟

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号  
ホテルラングウッド 2階  
電話 03 (3803) 1234(代)



### [下車駅]

- JR各線および京成線「日暮里駅」下車徒歩3分
- 駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。